

○栃木市物品購入等入札参加者資格審査要綱

平成22年3月29日

告示第145号

改正 平成23年2月28日告示第46号

平成24年3月9日告示第64号

平成24年10月18日告示第331号

平成25年12月12日告示第405号

平成28年1月15日告示第16号

令和3年3月26日告示第89号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が行う物品の購入、製造その他についての請負又は不用品の売払いについての契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者及び随意契約を締結しようとする者の資格（以下「入札参加資格」という。）の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(欠格者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を欠くものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの
- (2) 栃木市物品購入等入札参加者資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）が提出された業種について2年以上の営業実績のない者
- (3) 入札参加者の資格審査において不相当と認められた者

(平24告示331・一部改正)

(資格審査申請書)

第3条 入札参加資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める資格審査申請書を市長に提出しなければならない。

2 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 納税証明書
- (2) 商業登記簿謄本又は代表者身分証明書
- (3) 関係法令等の許可証等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(平24告示331・一部改正)

(資格審査等)

第4条 市長は、前条の資格審査申請書の提出があった場合は、資格を審査して、入札参加資格の有無を決定する。

2 市長は、前項に規定する決定の結果を別に定める栃木市物品購入等入札参加者資格審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

3 第1項の資格審査は、2会計年度ごとに行うものとする。ただし、新規に資格審査を受けようとする者があるときは、資格審査を行わない会計年度に1回、これを行うことができる。

(平24告示331・一部改正)

(物品購入等入札参加者資格審査委員会)

第5条 前条第1項に規定する資格審査を行うため、物品購入等入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

2 資格審査委員会は、栃木市物品購入等契約事務取扱規程（平成22年栃木市訓令第61号。以下「規程」という。）第6条に規定する者をもって組織する。

3 資格審査委員会の委員長、副委員長及び会議については、規程第7条及び第8条の規定を準用する。

(平24告示331・一部改正)

(報告)

第6条 委員会は、会議の審査結果を市長に報告するものとする。

(平24告示331・旧第8条繰上)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営管理部契約検査課において処理する。

(平24告示331・旧第9条繰上、令3告示89・一部改正)

(取消し)

第8条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）が第2条の各号のいずれかに該当することとなったとき、又は不正な手段により有資格者の決定を受けたときは、その資格を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により有資格者の資格を取り消した場合は、別に定める栃木市物品購入等入札参加資格取消通知書により通知するものとする。

(平24告示331・旧第10条繰上・一部改正)

(変更届)

第9条 有資格者は、次の各号のいずれかの事項に変更があった場合は、速やかに変更届書により届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者名
- (4) その他申請事項

(平24告示331・旧第11条繰上・一部改正、平28告示16・一部改正)

(有効期間)

第10条 入札参加資格の有効期間は、有資格者として決定を受けた日から2会計年度とする。

2 第4条第3項ただし書の規定により、新たに有資格者の決定を受けた者の資格有効期間は、当該決定の日から前項の有資格者の資格有効期間までとする。

(平24告示331・旧第12条繰上)

(入札参加有資格者名簿)

第11条 市長は、有資格者について、入札参加有資格者名簿を作成するものとする。

(平24告示331・旧第13条繰上)

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平24告示331・旧第14条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

2 岩舟町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の岩舟町又は解散前の栃木地区広域行政事務組合においてこの告示に相当する規程(以下「編入等前の規程」という。)の規定により資格審査を受け、有資格者の決定を受けた者は、当該資格の有効期間に限り、それぞれこの告示の相当規定により有資格者の決定を受けたものとみなす。

(平25告示405・全改)

3 編入日の前日までに、編入等前の規程の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(平25告示405・追加)

附 則(平成23年告示第46号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第64号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年告示第331号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に有資格者の決定を受けた者の資格の有効期間は、なお従前の例による。

附 則(平成25年告示第405号)

この告示は、平成26年4月5日から施行する。

附 則(平成28年告示第16号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第89号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。